定期点検等及び保守業務仕様書

１　適用

　　建築物等の定期点検、臨時点検、保守等に関する業務に適用する。

２　点検及び保守等の実施

（１）本仕様書に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずること。

（２）点検を行う場合には、あらかじめ発注者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とすること。

（３）測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用すること。

（４）異常を発見した場合には、速やかに発注者に報告するとともに、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行うこと。

３　応急措置等

（１）点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告すること。

（２）落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告すること。

（３）応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、発注者との協議による。

４　点検及び保守に伴う注意事項

（１）受託業務実施日時については、事前に発注者と協議したうえで決定すること。

（２）点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。

（３）点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、

あらかじめ発注者の承諾を受けること。

（４）点検に使用する脚立、高所作業に必要な足場及び仮囲い等（作業床高さ２ｍ以上）は、受注者の負担とする。

（５）受託業務実施中又は実施後、受注者より業務遂行不備等の指摘を受けたときは、受注者は直ちに技術者を派遣し、適切な措置を講ずること。

５　法定点検等

　　関係法令（建築基準法及び官公法を除く。）に基づく法定点検を実施すること。

６　電気設備

労働安全衛生法、消防法、電気事業法及び大気汚染防止法等設置設備に係る関係法令等に基づき、環境保健研究所に設置された電気設備の機能保持及び常時安全に使用できる状態を維持できるよう保守・点検を行うものである。

（１）設備内容・点検回数

　　　電気設備保守点検業務委託設備一覧表（別紙１）のとおり

　　　※内容等に変更があった場合は、発注者に承認を受け、変更すること。

ア　定期保守点検業務実施時以外に設備に異常が発生した場合は、直ちに技術者を派遣し、適切な措置をとるものとし、この場合の工賃は委託料に含まれる。

イ　業務実施の結果、部品交換・分解整備等の必要が生じたときは、適切な措置を講ずるとともに、発注者に報告し、指示を受けること。

（２）点検内容

ア　各設備に係る関係法令等の規定に基づく点検・整備・検査一式を行うこと。

イ　各設備に係る法定等に規定のない施設の点検については、受注者の作成する検査明細・保守点検実施要領等による。

ウ　検査項目の合否は、関係法令及び自主検査基準等による。

エ　その他、受注者の定める点検基準に基づく設備維持管理に必要な事項を行うこと。

７　機械設備

労働安全衛生法、水道法及び大気汚染防止法並びに水質汚濁防止法等の施設維持管理に係る関係諸法令等に基づき、環境保健研究所に設置された機械設備の機能保持及び常時安全に使用できる状態を維持できるよう保守・点検をこと。

（１）設備内容・点検回数

機械設備保守点検業務委託設備一覧表（別紙２）のとおり。

※内容等に変更があった場合は、発注者に承認を受け、変更すること。

ア　定期保守点検業務実施時以外に設備に異常等が発生した場合は、直ちに技術者を派遣し適切な措置をとるものとし、この場合の工賃及び軽微な修理部品代は委託料に含まれる。

イ　業務対象設備に係る法定点検検査料・測定料等は、委託料に含まれる。

ウ　業務実施の結果、部品交換・分解整備等の必要が生じたときは、適切な措置をとるとともに、発注者に報告し、指示を受けるものとすること。

（２）点検内容

ア　各設備に係る関係法令等の規程に基づく点検・整備・検査一式を行うこと。

イ　点検の詳細及び法令等に規定のない設備の点検については、受注者の作成する検査明細・保守点検実施要領等による。

ウ　その他、受注者の定める点検基準に基づく設備維持管理に必要な事項を行うこと。

８　水質管理等

　　　定期作業内容（別紙３）を実施する等し、適切に管理すること。

（１）飲料水の水質管理

ア　水質検査は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令等の

関係法令を遵守し適切に実施すること。

イ　設備内容・点検

受水槽　容量１０ｍ３　　　　　　１基

簡易専用水道として、受水槽の清掃、点検等を実施しその機能を保持すること。

（２）排水処理設備の水質管理

ア　水質汚濁防止法、下水道法等関係法令を遵守し、機器のオーバーホール等を行いその機能保全を行い適切に管理すること。

イ　設備内容・点検

原水槽　容量　１３．６ｍ３　　　 １基

放流槽　容量　　６．８ｍ３ 　１基

中和槽　容量　　０．６ｍ３ １基

９　監視制御設備

環境保健研究所に設置された監視制御設備の保守・点検を行うこと。(別紙４)

（１）中央監視装置

（２）自動制御装置

10　消防用設備等

　　　消防法第10条、17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6の規定及び建築基準法第8条により、環境保健研究所に設置された消防用設備等の機能保全のため定められた事項の点検業務を行うものである。

（１）設備内容

ア　消火器設備

（ア）粉末消火器　　　　　　ABC粉末消火器10型 46台

　　　　　　　　　　　　　　（うち、2台は、埋設オイルタンク近辺に設置）

（イ）大型消火器　　　　　　ABC粉末消火器50型 　　 1台

イ　屋内消火栓設備

（ア）消火栓ポンプ 50φ×300L/min×79m×7.5kw 1台

（イ）制御盤　　　　　　　　ユニット型 1面

（ウ）呼水槽　　　　　　　 50L 1式

（エ）消火栓用箱 　　 屋内型1号消火栓 6台

（オ）放水テスト　 　　 1式

ウ　自動火災報知設備（P型）

（ア）受信機　　P型1級受信機　35回線　　　　　　　　　　 1面

（イ）低温スポット型感知器　　　　　　　　　　　　　　　　 15個

（ウ）煙感知器 　　　　 148個

（エ）ガス漏れ検知器 　6個

（オ）機器収納箱（発信機（P型1級）・地区音響装置・表示灯収容）6個

（カ）消火栓始動装置 　1台

（キ）配線点検　　　　　　　　　　　　 1式

エ　誘導灯及び誘導標識設備

（ア）避難口誘導灯　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 30台

（イ）階段通路誘導灯　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 7台

（ウ）通路誘導灯　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 12台

（エ）電源装置　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1式

オ　防火設備点検(建築基準法)

（ア）防火扉・防火窓 20箇所

（イ）受信機連動操作　 1箇所

（ウ）防火防煙ダンパー 1箇所

（エ）防火ダンパー 　　　　25箇所

（２）点検内容（別紙５）

ア　前項各設備について消防法第17条、消防法施行規則31条の6の規定に基づき、消防庁告示第3号(昭和50年4月1日)の点検基準より点検業務を行うこと。

イ　点検の結果、修理又は部品の交換・分解整備の必要が生じたときは、適切な措置を講ずるとともに、発注者に報告し、指示を受けるものとすること。

ウ　点検に必要な部品・消耗品類は、発注者の負担とすること。

エ　上記定期点検以外に異常が発生した場合は、直ちに技術者を派遣し、点検調整を実施すること。この場合の工賃は委託料に含まれる。

オ　環境保健研究所にて実施する消防・避難訓練等の業務従事者の派遣も本委託に含まれ、消防用設備機器の操作・取扱についての指導も行うものとすること。

（３）報告

委託業務実施後、所定の用紙に作業内容・結果を記載し、2部提出すること。なお、書類による報告は遅延することなく、速やかに行うこと。

また、消防に関する定期点検報告及び届出等に協力すること。

11　特殊ガス設備

本業務委託は、関係法令及び規則等を厳守し、環境保健研究所に設置されている特殊ガス配管設備の機能保持及び常時安全に使用できる状態を維持できるように保守を行う。

1. 設備内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備名 | 仕様 | 数量 |
| 液化アルゴンガスマニホールド | 液化アルゴンLGC1×1本立 | 1 |
| 水素ガス供給設備 | 水素ガスシリンダーキャビネット  47L容器1×1本立  水素ガス検知警報器 | 1  1 |
| 酸素ガス供給設備 | 酸素ガスシリンダーキャビネット　10L容器1本立  酸素ガス検知警報器 | 1  1 |
| アンモニアガス供給設備 | アンモニアガスシリンダーキャビネット　10L容器1本立  アンモニアガス検知警報器 | 1  1 |
| 配管漏えい点検 | アルゴンガスライン  水素ガスライン  ガス取出部 | 1  1  5 |
| ガス検知警報器 | ICP分析室内  ・酸素濃度検知警報器  クロマトグラフ分析室  ・水素ガス検知警報器 | 1  1 |

（２）委託内容

ア　特殊ガス配管設備保守点検

設備及び付帯する配管等の漏えい点検を主体とする保守点検を実施すること。

作業方法については、特殊ガス配管設備保守点検作業要領（別紙６）による。

イ　設備の突然の故障及び緊急時の際は、直ちに技術者を派遣し、修理等を実施すること。

やむを得ず応急処置を施した場合は、後日速やかに適切な方法にて措置を実施すること。